

町営大原住宅一般向け駐車場 募集のしおり

【申込みお問い合わせ】 ☎ 072-452-6401

熊取町都市整備部まちづくり計画課建築グループ

申込書受付期間 令和6年5月20日（月）から

募集区画に達し次第締め切り

（土日祝除く）午前9時から午後5時30分

【目次】

1 町営大原住宅駐車場の一般向け利用者募集と申込みの基本事項

- 1 町営大原住宅駐車場の一般向け使用申込みされる方へ…………… P 1.
- 2 駐車場使用者の決定…………… P 1.
- 3 募集の日程…………… P 1.
- 4 募集駐車場の概要…………… P 2.
- 5 申込資格…………… P 4.
- 6 駐車場の禁止行為について…………… P 4.
- 7 駐車場の明渡しについて…………… P 4.
- 8 その他…………… P 4.

2 申込みから使用許可までの流れ

- 1 申込みから使用許可までの流れ…………… P 5.
- 2 申込書の配布と受付…………… P 5.
- 3 使用者決定及び許可手続き…………… P 6.
- 4 使用許可と使用開始…………… P 6.
- 5 その他…………… P 7.

1 町営大原住宅駐車場の一般向け利用者募集と申込みの基本事項

1. 町営大原住宅駐車場の一般向け使用申込みされる方へ

町営大原住宅駐車場の空き区画の一部を町営住宅入居者以外の方にも貸し出します。申込資格のある方で個人、法人、町内、町外は問いませんので、ぜひ、ご利用ください。

2. 駐車場使用者の決定

今回の駐車場使用者の募集は、使用許可日（当初は6月1日に統一します。以降は随時）～令和7年3月31日までの使用者を**先着順**に申込受付し、使用者を決定します。

3. 募集の日程

- ・受付期間 令和6年5月20日（月）から募集区画に達するまで
※午前9時から午後5時30分まで（土・日曜日、祝日を除く）
- ・受付場所 熊取町役場 東館1階 まちづくり計画課 建築グループ
- ・募集駐車場 次ページ「4. 募集駐車場の概要」を参照願います。
第2棟駐車場の使用区画番号は、**町にて指定**します。
- ・使用期間 許可日～令和7年3月31日
※翌年度以降の継続使用の場合も年度ごとの申込・許可となります。
- ・申込資格 4ページの「5. 申込資格」を参照願います。
- ・申込方法 所定の「町営大原住宅一般向け駐車場使用申請書」に必要事項を記入のうえ、まちづくり計画課建築グループにお申し込みください。（※郵送不可）

- ・提出書類 個人の場合
- ①「一般向け駐車場使用申込書」
 - ②「誓約書」
 - ③「申込者の住民票の写し又は身分証明書（運転免許証など下記に定める証明書）の写し」
- 法人の場合
- ①「一般向け駐車場使用申込書」
 - ②「誓約書」
 - ③「法人の登記事項証明書の写し又は代表者の身分証明書（運転免許証など下記に定める証明書）の写しと法人と代表者の関係がわかる書類」

※身分証明書とは

- < 1点で確認できるもの >
- ・運転免許証 ・旅券（パスポート）
 - ・写真付住民基本台帳カード
 - ・在留カード、特別永住者証明書
 - ・その他官公署発行の顔写真付有効な証明書

- < 2点必要なもの（1点は必ず官公署発行のもの） >
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・介護保険被保険者証 ・写真なし住民基本台帳カード
 - ・社員証、学生証 など

4. 募集駐車場の概要

駐車場名	募集区画数	月額使用料	駐車場区画寸法
大原住宅第2棟 野田3丁目2066-2	9台	6,000円/台	長さ5.0m× 幅2.3m (町長が駐車場の管理上支障が無いと判断できる範囲内の自動車とします)

※別途使用料の2か月分の保証金が必要です。

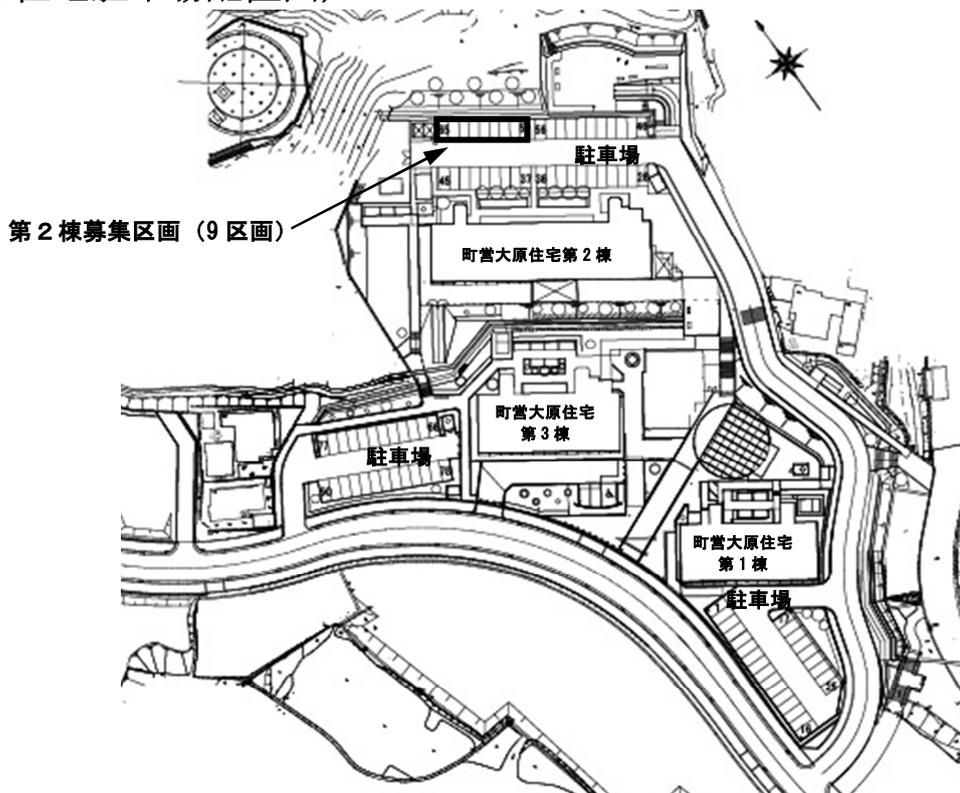
※使用料の支払いは、口座振替又は納付書による納付のどちらかを選んでいただけます。

※使用料は前納制（使用する月の前月の末日まで）で、1か月単位の納付となります。
納付期限日が休日の場合翌日となります。

(大原住宅位置図)



(大原住宅駐車場配置図)



5. 申込資格

■ 申込資格

駐車場に応募される方は次のいずれにも該当することが必要です。

- ①個人、法人でも利用できます。(町内、町外の在住は問いません。)ただし、法人の場合は自ら使用するか、または従業員などに使用させる場合に限りです。
- ②使用者本人及び所有者が、暴力団員又は暴力団密接関係者で無い方
 - 暴力団員又は暴力団密接関係者とは、「暴力団排除条例」第2条第1項第2号及び第3号に規定する者をいいます。

6. 駐車場の禁止行為について

- ①駐車場を自動車の駐車目的以外に使用すること。
- ②駐車場を第三者に転貸し、またはその使用权を譲渡すること。
- ③不良車両を放置すること。
- ④駐車場の現状を変更し、またはこれに工作物等を設置すること。
- ⑤駐車場に危険物、その他自動車の駐りに支障となる物品を持ち込むこと。
- ⑥駐車場で悪臭騒音等、居住環境上、支障となる行為をすること。
- ⑦他の自動車の駐車を妨げる行為、及び駐車場の管理上支障となる行為をすること。
- ⑧駐車場で、洗車や車の整備をすること。

7. 駐車場の明渡しについて

※別紙様式「誓約書」を遵守できなかった場合は、速やかに駐車場を明渡ししていただきます。

8. その他

■ 駐車場の返還について

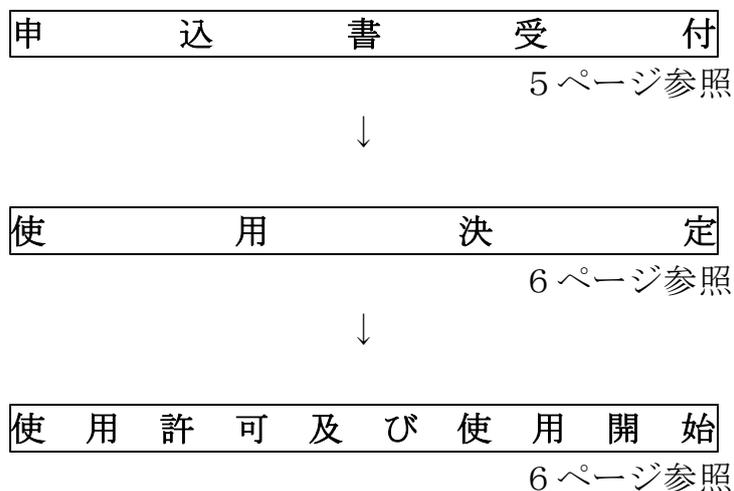
駐車場を返還するときは、返還しようとする月の5日前までに届出が必要なので、事前にお問い合わせください。

■ 自動車保管場所使用承諾証明について

自動車保管場所使用承諾証明書を発行することも可能ですので、お問い合わせください。

2 申込みから使用許可までの流れ

1. 申込みから使用許可までの流れ



2. 申込書の配布と受付

申込み書受付

● 申込書受付

- ・ 期間 令和6年5月20日（月）から先着順
- ・ 場所 熊取町役場東館1階まちづくり計画課建築グループ
午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝日を除く）

● 申込書類

個人の場合

- ① 一般向け駐車場使用申請書
- ② 誓約書
- ③ 使用者の住民票又は身分証明書（運転免許証など2ページに定める証明書）の写し

法人の場合

- ① 一般向け駐車場使用申請書
- ② 誓約書
- ③ 法人の登記事項証明書又は代表者の身分証明書（運転免許証など2ページに定める証明書）の写しと法人と代表者の関係がわかる書類

●申込に関する注意事項

- ・必要な書類の提出がないときは受付できません。
- ・郵送によるお申込みはできません。
- ・使用者数が区画数（9区画）に達した時点で、募集を締め切ります。

3. 使用者決定及び許可手続き

使 用 決 定

申込書に不備等が無い場合は、申込書及び誓約書に受付印の押印の上、写しをお渡しします。同時に保証金納入通知書を配布しますので、記載している銀行等で期日までに納入して下さい。

※保証金は使用料の2か月分に相当する金額となります。

（保証金12,000円）

※指定した期日までに保証金の納付が確認できない場合は、使用を許可できないことがあります。

4. 使用許可と使用開始

使 用 許 可 及 び 使 用 開 始

保証金の納付確認後、「一般向け駐車場使用許可証」を送付いたします。

※使用許可日から使用でき、その月分の使用料が発生します。

※使用許可期間：許可日～令和7年3月31日

●駐車場使用許可書と併せて町より送付する書類

- ・駐車場使用料納付書

※令和7年3月分までの納付書を送ります。納付期限日までに納入してください。

- ・口座振替利用申込書（口座振替利用希望者のみ）

※口座振替の利用の場合は、申込みの手続きを指定金融機関等でお願います。
口座振替開始月は提出日により変わりますので、ご相談ください。

5. その他

※町営住宅入居者の駐車場使用の増加が見込まれる状況になったときは、許可期間の途中でも使用許可を取消し、明渡していただく場合もあります。

※使用期間の終了時点（令和7年3月31日）において、町営住宅入居者の駐車場使用の増加が見込まれないとき及び、使用条件等特に支障が無いと判断できれば、改めて、一般向け駐車場使用申請書を提出していただき、一般向け駐車場使用許可書を使用者に発行いたします。（2月中に通知します。）

【使用期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで】

以降、毎年同様の事務処理といたします。

※盗難、事故等により使用車両に損害が生じても、熊取町はその責任を一切負いません。